

筑協の各委員会におけるオープン化について(案)

(別紙)

基本的な考え方

筑協の各委員会※のオープン化は、筑協内の情報共有を図ることを主な目的とし、以下を実施する。

- 各委員会の開催案内を事前に筑協ホームページで公開し、会員機関の職員から傍聴者を募る。委員会開催後は筑協ホームページを利用し、配布資料等の閲覧が一般の方にも可能となるよう公開する。
- ただし、各委員会は、あらかじめ方針を定めた上で、委員会の議事や配布資料を非公開とすることができる。
- 上記について、平成30年1月以降に開催する委員会から開始する(幹事会での了承後から適用)。

※ 総会、幹事会など委員会以外は対象外とする。

各委員会の傍聴及び配布資料等の公開の基本的手順

傍聴

- 委員会は、原則、公開とし、開催日より少なくとも1週間前に開催情報を筑協ホームページに掲載する。ただし、各委員会は、あらかじめ方針を定めた上で、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。(例: 予算・決算関連)
- 傍聴は、会員機関の職員とし、事前登録制とする。
- 傍聴希望者は、筑協ホームページから登録する。傍聴の申込を行うページへのアクセスにはパスワードによる制限を設け、会員機関の職員のみがアクセスできるようにする。
- 傍聴席の上限を超える傍聴希望があった場合には、1機関あたり1名までとし、傍聴希望者が2名以上の機関については、当該機関の補佐役に調整を依頼する。それでも傍聴席の上限を超える場合には申込順とする。

配布資料・議事概要の公開

- 配布資料は、原則、公開とし、委員会開催後1週間程度を目途に筑協ホームページに掲載する。ただし、各委員会は、あらかじめ方針を定めた上で、配布資料を非公開とすることができる。その場合、傍聴者に対しても、当該資料は配布しない。(例: 議事を非公開とする議題に関する資料、個人情報が含まれる資料、委員長が非公開と判断した資料)
- 議事概要については、委員長及び委員の確認を得た上で、筑協ホームページに掲載する。
- なお、過去の資料について、遡って公開することは行わない。